

### 3 . 産業系用地確保奨励金の交付要件

事業用として、企業立地促進地域内の土地を譲渡した方には、固定資産税、都市計画税相当額を一年度分のみ奨励金としてキャッシュ・バックいたします。

ただし、ものづくり産業・物流系産業の事業者、または、ものづくり産業・物流産業に賃貸する施設を設置する者（貸し施設設置者）に対し、1,000 m<sup>2</sup>以上の土地を譲渡した場合に限ります。

産業系用地確保奨励金については、一年度分のみの交付となりますのでご注意ください

#### 【対象施設の規模】

種 別	産業系用地譲渡者
ものづくり産業	事業者又は貸し施設設置者に対し、1,000 m <sup>2</sup> 以上の土地を譲渡（ただし、工業専用地域など住宅が建築出来ない地域を除きます）
物流系産業	